

「幼児教育無償化について簡単に説明します。」

全国一律 3 歳児から 5 歳児まで対象の幼児が授業料に対して月に 25,700 円の補助が受けられる。担当管轄が住民票を置いている地方自治体になるため、入園する園の所在地の自治体ではなく、住民登録している自治体より支給されるため、補助方法は各自治体によって違う。

「認定と種類」

1号認定と2号認定と3号認定の3種類が存在している。

1号認定は在園している全ての方が対象であるが、認定申請をしないと補助が受けられない。

2号認定は、正課時間以外でも保育が必要とされている環境の方が対象で、自治体に認可されている延長保育や預かり保育の利用時に補助を受けることが出来る。※認定内容については別表を参考にしてください。

3号認定は所得や住民税非課税家庭などが対象になる。

「入園までに行う手続き」

入園する園が決まったら、園から配布される申請書や自治体の HP から必要書類をダウンロードし、速やかに申請手続きを行う。

引っ越しなどで住民票が移動していない場合や、期日に余裕がない場合は転入先や転出先の自治体に問い合わせをしてください。

申請する場合は、現在住んでいる場所と住民票を置いている自治体が異なる場合は住民票を置いている自治体に申請することになります。

以上は極簡単な説明になります。入園までに間に合わせるためにも、入園予定の園や転入先の自治体と早めの連絡を取ってください。

※質問等、詳しいことは各自治体に問い合わせてください。速やかに手続きを済ませ滞りなく、補助を受けられるようにしましょう。

保育の必要性の認定

令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）」では、保育の必要性の認定を受けた児童が対象となるため、事前にお住まいの市町村で給付認定を受ける必要があります。

1 保育の必要性の認定（給付認定）の対象となる方

保護者のいずれもが、何らかの事情で保育することが困難な状況にある児童です。

申請にあたっては、市川市内に住民登録があり、かつ、居住していることが条件となります。

	事由	要件	認定期間
1	月64時間以上の就労	月64時間以上労働している場合 (休憩・通勤時間除く)	左記の状態が継続すると見込まれる期間
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もない場合	出産予定月とその前後2か月の計5か月
3	保護者の疾病、障がい	病気やケガ、あるいは心身に障がいがある場合	左記の状態が継続すると見込まれる期間
4	同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護	その児童の家庭又は家庭外において、病気や心身に障がいのある親族がおり、長期にわたってその介護・看護にあたる場合	左記の状態が継続すると見込まれる期間
5	災害復旧	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失ったり破損したりして、その復旧にあたる場合	災害復旧が完了すると見込まれる期間
6	求職活動、就労内定	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	2か月
7	就学	学校等に在学又は職業訓練を受けている場合	卒業予定日又は終了予定日が属する月の月末まで
8	虐待やDV	虐待やDVのおそれがある場合	左記の状態が継続すると見込まれる期間
9	育児休業取得中に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	上の子を保育実施施設等に預け、下の子の育児休業を取得されている場合	育児休業対象児童の育児休業期間終了日の月末まで